

第 85 回財務省協議会議事録

◆日時:2025 年 11 月 25 日 14:00-16:00

◆会場:財務省会議室及びオンライン開催

◆議題

財務省提案議題

1. 第 112 回世銀・IMF 合同開発委員会の概要と成果

NGO 提案議題

1. アジア開発銀行(ADB)エネルギー政策のレビューに係るプロセス及び改定内容の問題点について
2. 世界銀行・アジア開発銀行(ADB)の原発をめぐる政策の転換について
3. JBIC 債の保有状況における変化及び NZECA への加盟可否について

◆参加者(順不同・敬称略)

【NGO】

波多江秀枝(FoE Japan)

満田夏花(FoE Japan)

深草亜悠美(FoE Japan)

上野森羅(FoE Japan)

瀬川嘉之(高木学校)※オンライン参加

木口由香(メコン・ウォッチ)

遠藤諭子(メコン・ウォッチ)

柴田哲子(ワールド・ビジョン・ジャパン)※オンライン参加

金子文夫(グローバル連帯税フォーラム)※オンライン参加

中嶋秀昭(メドゥサン・デュ・モンド ジャポン)※オンライン参加

神田浩史(泉京・垂井)※オンライン参加

林良昭(国際理解研究会みなみの風)※オンライン参加

佐久間英途(チベット友の会)※オンライン参加

松本悟(法政大学)

玉村優奈(東京大学大学院)※オンライン参加

佐藤信二(個人)※オンライン参加

古沢広祐(JACSES)※オンライン参加

田辺有輝(JACSES)

喜多毬香(JACSES)

本川絢子(JACSES)

【財務省】

野元隆章 国際局開発機関課長

茂木真弓 国際局開発機関課課長補佐
関口祐介 国際局開発機関課課長補佐
伊藤拓 国際局開発政策課課長補佐
牧野正春 国際局開発政策課課長補佐

【JBIC】

阿部亮一 経営企画部次長兼業務課長
青田章紀 経営企画部業務課調査役
花形峻 経営企画部企画課長
加藤大祐 財務部資金課長
曾根紗織 サステナビリティ統括部第1ユニット長

財務省議題1: 第112回世銀・IMF合同開発委員会の概要と成果

MoF 茂木:

世界銀行(世銀)と国際通貨基金(IMF)は春と秋の1年に2回、開発を巡る広範な問題を議論する世銀・IMF合同開発委員会を開催している。第112回となる今回は本年10月16日にアメリカのワシントンD.C.で開催された。バンガ世界銀行総裁及びギオルギエバIMF専務理事、その他各国を代表する大臣級の総務25名が出席した。この機会に日本を含む各国は、開発を巡る諸問題や各国が重点課題だと考える内容について、前回の世銀・IMF合同開発委員会からの半年以降の考えを示すステートメントを発出した。「1.はじめに」では世銀グループの中で低所得支援を行う国際開発協会(IDA)とウクライナ問題、雇用の3点に関する日本の立場を述べた。日本はIDAに対する第2のドナーとして、IDA第21次増資に貢献した。その後本年4月に第21次増資実施を可能とする法案の成立を受け、IDA増資への更なる貢献を正式に世銀に通告する応募証書の寄託を行った。今回のステートメントでは一連の日本の動きを報告し、他のドナー国に対して速やかに各国内での手続きを終えるように呼び掛けた。

ウクライナ情勢については、ロシアに対する非難を引き続き表明すると共に、ウクライナ政府による経済の安定と構造改革に対する取り組みへの高い評価を述べた。雇用はバンガ総裁が引き続き注力するアジェンダである。日本も世銀グループによる雇用創出から開発支援への取り組みを評価し、信託基金等を通じて雇用を後押しすると述べた。

「2.世銀グループの機能・役割の強化」については、多様化・複雑化する世界の開発課題において、世銀グループが国際開発金融機関(MDBs)の中核として効率的・効果的に機能する重要性を強調した。その上で、世銀グループがこれまで行ってきた取り組みを歓迎した。具体的には、「自己資本の十分性に関する枠組み(CAF)」レビューに沿った、既存の資本を最大限に活用するための施策の実施及び、アジア開発銀行(ADB)との間で結んだ、両機関が協調融資を行う際の煩雑なプロセスを片方の機関に統一し、合理化することを目指す「完全相互信頼枠組」の取り組みが進んでいることを歓迎した。

また、日本企業と民間セクターへの融資等を行う国際金融公社(IFC)とのパートナーシップを強化するため、本年 6 月に「東京ビジネス・デベロップメント・ハブ(東京ハブ)」が設立されたことを歓迎した。また、東京ハブの設立により、日本の民間セクターの技術及び知見がより IFC のオペレーションに生かされ、開発課題の解決に寄与する期待を述べた。さらに、途上国の声が世銀のオペレーションにより良く反映されるようにする投票権(ボイス)改革も検討されている。日本としても速やかにボイス改革の議論が進展し、実施されるよう期待を示した。

「3.日本が重視する開発課題への対応」では、「(1)国際保健」「(2)気候変動・防災・インフラ」、「(3)債務問題・国内資金動員」、「(4)太平洋島嶼国」の各項目について日本が世銀と共同で行う取り組み及び今後世銀グループに期待する点を述べた。「(1)国際保健」に関して、世銀グループは 2030 年までに 15 億人に質の高い手頃な保健サービスを提供するとの目標を掲げている。日本の強固な保険システムを他国にも広めたい我が国としては、開発においても、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進と、「パンデミックの予防、備え及び対応(PPR)」の強化を推進している。世銀の国際保健の推進は大変歓迎できる。

世銀は世界保健機関(WHO)と共に、東京に拠点を置く「UHC ナレッジハブ」の取り組みを進めている。UHC ナレッジハブは研修の実施等によって途上国の財務、保健当局の人材育成を支援し、途上国の保健財政の公平性及び整合性、効果の向上を目指す。日本としても UHC ナレッジハブの取り組みを支援すると述べた。また、国際保健の分野では、世銀と WHO、日本政府の共催で UHC ハイレベルフォーラムを 12 月 6 日に開催する予定である。同フォーラムにバンガ総裁及び国際保健分野の各国リーダーを集め、UHC に係る取り組みを加速させる方策を議論する。日本政府は本年 8 月に世銀等との共催で、アフリカ開発会議(TICAD)を開催した。日本は TICAD にて、世銀における日本の信託基金を通じて、アフリカの食料安全保障や栄養改善への貢献を発表した。

「(2)気候変動・防災・インフラ」における防災について、日本はこれまで世銀と共に被災経験の知見を生かした都市開発を主導している。質の高いインフラ投資の観点では、質の高い技術や知見をより開発に取り入れるため、世銀による調達制度を歓迎した。気候変動対策の観点では、途上国におけるクリーンエネルギー関連製品のサプライチェーン強靭化に取り組む「強靭で包摂的なサプライチェーンの強化(RISE)」を重視する。RISE については民間資金の動員や地域開発金融機関(RDBs)及び各国の開発金融機関との連携を強化する重要性を述べている。

「(3)債務問題・国内資金動員」について、日本はこれまで途上国の債務持続可能性のため、透明性確保の重要性を訴えてきた。透明性確保への取り組みの一環として、債務国と債権国の債務データの収集・突合を進めており、同取り組みに全ての G20 加盟国が参加するよう引き続き呼び掛けた。

「(4)太平洋島嶼国」に関して、太平洋島嶼国は各国の経済規模が小さく、大きい市場からも距離が遠いことから、日本としても開発の分野で注目している。日本は世銀と協力して「コルレス銀行関係(CBR)プロジェクト」を実施している。CBR プロジェクトは外国送金の手段を太平洋島嶼国に残す手段の安定化をサポートする事業である。

最後の「結び」では、2019 年から多数国間投資保証機関(MIGA)の長官を務め、本年 12 月に退任する俣野長

官のこれまでの活躍に敬意を示し、次期長官である山本新長官への敬意も述べた。本ステートメントは財務省のホームページに公開されている。また、各国のステートメントは世銀・IMF 合同開発委員会ホームページに公開されている。

今回の世銀・IMF 合同開発委員会では「成長と雇用の基盤」をテーマに議論が行われた。途上国で雇用を創出するためには、その条件を正しく整える必要がある。世銀は人的、物理的なインフラへの投資を行うために、法整備や民間資金動員からアプローチする。特に人的、物理的なインフラへの投資が主に大きなテーマであった。世銀・IMF 合同開発委員会の議論はコミュニケ及び議長声明にまとめられて公表されるが、今回は議長声明でも雇用創出について記載された。また、各国の債務の持続性、脆弱性の改善に向けて、世銀が IMF 及び他パートナーと引き続き連携することや、効果的で公平な国内資金動員を支援することが求められた。同様に支援対象国への開発効果を最大化するための取り組みを続け、特に低所得国及び脆弱性・紛争・暴力(FCV)の影響を受ける脆弱国、小国に引き続き注力することも求められた。所得水準が特に低い国を対象とする IDA に対する支援として、本年合意された IDA 第 21 増資のもとでの支援実施に対する、力強い進捗への期待が示された。

柴田：

私も今回の世銀・IMF 合同開発委員会に現地で参加した。日本政府の協力及び世銀東京事務所の協力により、現地で西尾副総裁、陣田理事と面談を実施した。また、ワールド・ビジョン・ジャパンがサイドイベントを開催した。今回の日本政府からのステートメントにおける「2.世銀グループの機能・役割の強化」について、2 点質問がある。

第 3 段落にて民間資金の動員について言及しているが、現在は開発資金が不足しており、民間資金を動員する必要があるとどの国の政府も言っている。また、世銀を始めとする各国際金融機関も民間資金動員の必要性を述べている。資金が足りない領域に潤沢な資金を回すことは重要な取り組みだが、一方で NGO の観点からは、脆弱層の民間資金へのアクセスは限られると考える。脆弱層の民間資金へのアクセスが限られる中、民間資金が大量に途上国に流入することにより、先方の国の中での格差が拡大すると懸念している。民間資金の流入による格差拡大について、日本政府として、世銀等にどのような方策を探るように要望しているか。

次に第 5 段落にて、「途上国の声をオペレーションにより良く反映することも重要」とあり、第 2 の拠出国である日本政府が重要性を強調していることは大変有り難く感じている。後に「ボイス改革の議論が速やかに進展し、迅速に実施されることを期待する」と書かれているが、具体的に途上国の声がどのようにオペレーションに反映されるよう促しているのか。

MoF 茂木：

民間資金動員には多くの方法がある。例えば、世銀グループでは IFC と MIGA という保証を行う機関がある。相手先国の全ての層に均一に資金が渡るかには心配が残るが、様々なプロジェクトが実施されているため、脆弱層に全く届かない訳ではない。様々な人に食べ物を届ける現地の企業等の活動に保証を入れたりすることもあるだろう。結果的に全員に均一に渡っているかは分からないが、そのような点も考えて活動していると理解している。

確かにボイス改革の主体は世銀である。日本は第 2 位のシェアホルダーであるが、途上国から世銀に対して、自分達の意見を反映したいという声が非常に強く寄せられている状況を踏まえ、ステートメントの中に当該文言を入れた。ボイス改革の議論は続行中であり、最終的な結果が分からぬいため、現時点での具体的な回答は難しい。現在、途上国がどのように意見を反映できるかを議論しており、日本も議論への参加や貢献をしたい。

松本：

今回の日本国ステートメントの最初に書いてある、地政学的危機や世界経済の不確実性の高まりと、本文の内容が繋がっていない。現状維持的な活動が書かれているだけのように考えられる。米国国際開発庁(USAID)の解体について懸念しており、特に途上国の保健分野に与えている影響はかなり指摘されている。しかし、世銀・IMF 合同開発委員会あまり途上国の保健分野の議論がされていない。例えば、USAID が保健に対する資金を共有していないことにより、途上国の保健セクターで様々な問題が起こっている。日本としては、逆に保健に対する資金を貢献するという意味で世銀の中でも議論をしているのか。それとも全く別で、日本自体はUHCに対する取り組みを続けるだけだというスタンスになるのか。途上国からすれば、アメリカに頼り過ぎてきた保健セクターが瓦解し、USAID からのかなりの資金提供が無くなつたため、NGO が職員を雇えなくなつた。ステートメントで書かれている保健セクターがこれまでと同様の日本政府の世銀における発言なのか、それとも USAID の解体を念頭に置きながら、日本として別の文脈で考えているのか。

MoF 茂木：

冒頭の「地政学的危機」とはウクライナや中東の紛争を指し、「世界経済の不確実性の高まり」には USAID の解体も含意されると考えられる。ステートメント 3 ページ 2 行目の終わりから 3 行目にて、「国際保健を取り巻く環境が変化する中においても、日本は世銀と緊密に連携」するスタンスを取るとのメッセージを出している。

松本：

私たちはこれまで通り、関与を続けるというメッセージなのか。これまで通りの成果が得られない状況で、これまで以上に関与を続けるという意味なのか。アメリカがこれまでと同様の貢献をするよう動かす方法もある。

MoF 茂木：

世銀全体を見る立場として保健に関して責任を持って回答できるかは難しいが、日本は保健に長年取り組んでおり、保健への支援は変わらない。世銀が意識を高めて取り組むのであれば、日本が重視する保健分野に日本としてより貢献できる。日本としてはこれまで通り、保健分野に取り組む。他国についての言及は難しい。世銀が保健分野により意識を高めて取り組めば良いと考えており、日本としては「引き続き貢献」「一層力強く後押し」するという表現にした次第である。

NGO 提案議題 1: アジア開発銀行(ADB)エネルギー政策のレビューに係るプロセス及び改定内容の問題点について

波多江：

ADB のエネルギー政策(2021 年)のレビューに係るプロセスと内容について、何度か財務省の担当者とメール

上でやりとりをしている。既に 11 月 24 日の理事会にて、エネルギー政策改定版の承認が下りた。エネルギー政策改定版の承認は昨日付で ADB のウェブサイトで公開されているとリリースで確認した。質問 1 については、特記すべき議論内容があれば教えて頂きたい。

私たちは、今回のレビューは軽微な修正、あるいは従来の政策の見直しであると ADB が主張していると理解している。ADB はステークホルダーとの幅広い協議を踏まえて今回の改定版を策定したとリリースに書いており、様々な公開資料でも同様の認識を示している。しかし、市民社会側は今回の改定プロセスは非常に拙速で、透明性も限られており、情報公開の時期も遅かったと指摘している。実際に、コンサルテーションのプロセスは去年始まったと ADB は説明しているが、本年 8 月 15 日の Brief Note にて初めて具体的な案が提示された。

以来、具体的なコメントを出したり、議論する機会が数回しかなかった。また、11 月 3 日に出た Summary of Consultations や R-Paper に対する正式なコメントの提出及び継続的な議論ができなかつたことは、プロセスとしては不十分であり、議論を尽くせていないと感じている。私たちとしては再度プロセスをやり直すべきだと考えている。日本理事がどのような意見を表明したかは分からず、また理事会内でどのような議論があつたかも分からぬが、財務省の見解も聞かせて頂きたい。

Brief Note で提示された 7 つの改定案の中で、最終的には原子力発電、鉱物資源、メタンの漏出、CO2 の回収・貯留・有効利用(CCUS)に関する4つの提案が採用された。原子力発電については次の議題で別途議論するため、回答を飛ばして頂きたい。Brief Note で改定が提案された 7 点の内、改定案に入らなかつた 3 つの提案には、エネルギー移行メカニズム(ETM)及び混焼、石油の取引が含まれていた。本議題の背景の最後に、ETM、混焼、ガス・石油の上・中流と書いたが、ガス・石油の中・下流開発と訂正する。コンサルテーションの後に、ETM、混焼、ガス・石油の中・下流開発は改定案には含まれず、これらの項目に関する改定も採用されなかつたため、今回の議案の質問事項に含めなかつた。しかし、ETM、混焼、ガス・石油の中・下流開発も継続して議論すべきテーマである。

ETM については財務省との定期協議にて、チレボン石炭火力発電所の 1 号機の早期閉鎖に係るテーマとして何度も議論した。これまでの協議会でも、十分な情報提供及び影響を受けるコミュニティの方々の十分な参加が確保されていないと伝えた。早期閉鎖か再利用かという観点についても、11 月 3 日に公開された ADB の Summary of Consultations の回答は市民社会側の懸念に答える内容にはなつていなかつたため、継続して議論すべきテーマだと理解している。再利用の際にアンモニア、水素、バイオマス混焼が ETM に入る可能性についても市民社会からは強く懸念を訴えてきたことから、混焼も継続議案であると考える。

11 月 3 日の ADB の Summary of Consultations の回答の中で、ETM を石油・ガスに拡大するという改定の提案に関しては、ETM をガスに拡張することへの市民社会側の懸念に対し、ADB は政策全体で天然ガスを移行燃料として位置付けるという一貫した認識を維持するために、ETM にはガスは入れないと書いた。私たちとしては見逃せない回答だが、この回答内容についての継続的な議論が今回はできていない。質問には含めていないが、ADB のガス支援の継続・拡大も継続議案として残っている問題である。

MoF 関口：

ご指摘の継続議案の懸念事項については十分留意する。昨日、ADB の理事会でエネルギー政策の改定が審議され、原案通り承認された。理事会は夕方の開催だったこともあり、現時点では速報レベルの情報しか持ち合わせていないことを承知頂きたい。その前提で申し上げると、ご指摘の重要鉱物やメタン漏出、CCUS の各論点については、途上国を中心に ADB による支援への期待が示された一方、特段の反対意見はなかったと聞いています。

質問2について、日本の理事から今回の改定プロセスについて触れた。理事会に先立ち、福島第一原発事故に関する懸念事項も含め、国内 NGO からの事前の質問が事務局の Summary of Consultations に掲載されておらず、原子力発電に関する国内 NGO の問題意識が理事会に伝わっていないのではないかとの指摘を国内 NGO から受けた。当該指摘を踏まえ、当初から ADB の事務局に申し入れた結果、福島第一原発に係る指摘も含め、国内 NGO の意見とそれに対する ADB の回答が理事会で共有され、11月20日に同機関のウェブサイトに掲載された。こうした今回の事務局の対応は評価しているが、その上で、日本理事は NGO 等の声に耳を傾ける機会を今後も継続して持つよう事務局に申し入れた。

その他の国の発言については、この場で共有できる十分な情報を得ていない。なお、コンサルテーションプロセスに関するものではないが、一部の途上国からは、原子力発電分野における ADB の役割が誤解を受けないよう、外部とのコミュニケーションを強化するようにとの指摘があったと聞いた。こうした日本や途上国の意見に対し、事務局は「今後の原子力発電に関して外部に発信する際は情報を正確に伝えると共に、担当局と連携して市民社会組織(CSO)との協議を今後も継続する」と回答したとの報告を受けた。

日本は理事会において今般のエネルギー政策の改定に係る事務局提案を支持した。その理由は主に 3 つ。第 1 に、2025 年 2 月に閣議決定された第 7 次エネルギー計画に記載されている通り、脱炭素電源を確保するため、再生可能エネルギーと原子力発電を二項対立ではなく、共に最大限活用することが日本政府の基本方針であること。第 2 に、開発途上国が独自に原子力発電の開発検討を進めるよりも、ADB の様な MDBs が IAEA 等の国際機関との連携のもと当該国を支援することにより、高い安全性等に配慮した形で契約の検討、策定が期待されること。第 3 に、域内開発途上国からも ADB の支援への期待が高まっている中、開発途上国、先進国の双方から今回の改定案への幅広い支持が得られており、理事会において賛成多数で承認される見通しであったこと。

改定プロセスについては前述の通り、日本理事から今後も継続して NGO の声に耳を傾ける機会を持つよう申し入れた。また、今回の理事会での日本の発言は、原子力発電関連の内容に時間をかけて資料を作成し、かつ時間の制限もあったため、重要鉱物、メタン漏出、CCUS に関しては詳細なコメントを出さなかった。他方で、これらのテーマも含めたエネルギー政策全般の話として、環境や先住民等への影響に関する懸念の声が寄せられているため、ADB の環境社会枠組み(ESF)に則って適切に対応するよう発言した。

質問 4 に関しては一部回答が重複するが、ADB 事務局は昨年 8 月の第 1 回コンサルテーションを皮切りに、計

7回のコンサルテーションの機会を設ける等、丁寧にコンサルテーションを行ったと認識している。その上で、福島第一原発に関する質問も含め、国内 NGO からの事前の質問が事務局の Summary of Consultations に掲載されておらず、原子力発電に関する問題意識が伝わっていないとの指摘を NGO から受けたことを受け、福島第一原発事故の質問への対応を私たちから申し入れた結果、11月20日に理事会で共有され、同機関サイトで回答が配布された。私たちとしては、今回の7回のコンサルテーションに加え、日本の要請により国内 NGO のコメントに関する追加資料が配布される等、丁寧な対応が取られたと認識している。

重要鉱物に関して ADB の見解を聞いたところ、ADB としても重要鉱物開発が人権の軽視、特にグローバルサウスにおける脆弱性を加速させる形で生成されることについての懸念を認識していた。彼らは脆弱なグループを保護し、国際的な環境・社会・ガバナンスの再考基準を促進する措置を講じる必要があると認識している。そのために ADB は加盟国の CSO や先住民族、組織の代表が参加する協議のプラットフォームを立ち上げ、腐敗防止措置や資源地域の管理を含む、重要鉱物のガバナンスの枠組みを評価するとしている。また、公正なエネルギー移行(JET)のコミットメントに基づき、脆弱な人々に留意し、歴史的な資源採掘のパターンを繰り返さないよう留意する意向を示している。日本としても、こうした ADB の方針が現場において適切に実施されるよう、理事会を通じて注視する。

メタンは CO₂ と比べて温室効果が高く、メタン排出削減は喫緊の課題であると日本政府は認識している。また、石油、天然ガスを含むエネルギー部門は社会、経済活動によるメタン排出の3割強を占めているとされ、比較的対策を取りやすい分野としてメタン対策の機運が高まっていると承知している。文言の変更の趣旨について ADB 事務局に問い合わせたところ、少しでも多くのメタン排出の削減を図るものであり、既存の石油・ガス田の延命を意図してはいないとの回答だった。即ち、石油・ガス田プロジェクトが既に設定されたライフタイムに亘って支援されることにより、ベースラインに対して大幅な排出削減を確保することを狙いとしているという趣旨であり、石油・ガス田の延命には繋がらないとのことだった。

CCUS についての今般の改定では、石油に加え天然ガスの増進回収も支援対象外となり、この点については改善が施されたと認識している。一方、二酸化炭素の貯留については石油・ガス田の活用も支援対象とすると今回明確化されたと聞いている。ADB は、CCUS には技術的及び財政的な課題が大きく存在するとは認識している。一方、IEA によれば、CCUS は低排出で安全、かつ手頃なエネルギー・システムを実現するために役立つ重要な技術である。欧州を中心に、先進国では幾つかの CCUS プロジェクトが稼働しており、技術的及び財政的な課題が克服されつつあると認識されている。一方で、アジアでは CCUS プロジェクトの開発は限定的であり、ADB による技術支援が期待されている。加えて、枯渇した油田やガス田は二酸化炭素を長期間安全に貯留でき、漏洩リスクを最小化できること、また、井戸、パイプライン、モニタリングシステムなど、既存のインフラを二酸化炭素の注入、貯留に再利用できること等により、新たな貯留サイトを開発する場合と比べて資本コストを削減できるメリットがあると聞いた。ADB は CCUS プロジェクトへの後押しを決定する場合、ADB の ESF 及び国際的なベストプラクティスに依拠するとコミットしている。日本政府としても ADB のコミットが着実に実施されるよう、理事会を通じて注視する。

波多江：

原子力発電に関しては次の議題でコメントをするため、現在の議論では控える。11月3日から11月24日の間に、原子力発電については日本からの申し入れもあり追加資料を発表したとの話だったが、他のテーマについても日本だけではなく、受け入れ国側であるアジア各国のNGOや、各地域で活動しているNGO等からコメントを提出した。他にも例えば、NGO Forum on ADBはスコアカードなども付けてコメントを理事に送った。しかし、原子力発電以外のテーマの意見について、理事会の中で議論を尽くした様に見えない。今後、どのように継続して議論ができる場が設けられるのかが明確ではない。引き続き、財務省や日本理事からも継続した議論の場を儲けるよう指摘するのか。要は、NGOの声に耳を傾ける機会を今後も継続して設けるよう申し入れをしたとのことだが、原子力発電に限らず議論の場は設けられるのか。

MoF 関口：

当然、原子力発電に限らないと理解。

波多江：

日本の団体だけではなく、受け入れ側の、アジア各国の市民社会の声にも耳を傾けるという理解で良いか。議論の場の情報はADBからウェブサイト、あるいは何かしらの方法で得られるとの理解で良いか。

MoF 関口：

現時点では具体的な情報を持っていないが、恐らくADBはウェブサイトでの公開などの方法で情報を周知させると考える。

田辺：

コンサルテーションには丁寧に実施されたと評価していたが、何をもって丁寧と表現したのか。確かにコンサルテーションの回数は通常と同程度に実施されたが、その中身が問題であり、ADBの回答の中身が薄かった。財務省はコンサルテーションの議事録を読んだのか。

MoF 関口：

回数という客観的な指標が第1の理由である。加えて、日本のNGOから受けた内容に関する指摘も踏まえ福島第一原発に関する応答には対応すべきだと判断し、日本側からADBに申し入れたところ、ADB事務局も対応した。故に内容としてもADBは丁寧に対応したと認識できる。

田辺：

最後の段階で修正したことは丁寧な対応だが、プロセス全般を見ると明らかに他の改定で見習うべきものではない。この改定のプロセスが丁寧だった訳ではないことは伝えて頂きたい。

波多江：

全体のプロセスを見ると、例えばADBは7月22日にセッションを行ったと主張しているが、オンラインの場でかつ一方通行だった、あるいは誰かが発言できなかった等、様々な不備があった。その後、8月に2回のオンラインセッションを行った。非常に杜撰なプロセスなために市民社会からの強い指摘があり、ADBが渋々再度セッシ

ョンを行ったという感覚を持った。また、パブリックコメントの応募期間についても最初は 2 週間程しかなく、非常に短かったが、市民社会からの見直しの要求があり、8 週間に延長された。その延長の対応を誇らしげに語っているが、ADB の他政策の改定プロセスを考えると、今回の延長の対応は後付けに過ぎないと印象が強かつた。迅速な対応をして頂いたかもしれないが、日本以外の国の市民社会も適切な対応を望んでいるため、他テーマに対する対応の満足感は全く感じられず、非常に不満を持った形で今回の改定プロセスが終わってしまった。機会があれば ADB に伝えて頂きたい。

MoF 関口：

承知した。

波多江：

鉱物資源について、私たちとしては鉱物資源の開発の中で公正な移行が実現されていないと現場を見て感じる。気候危機によって非常に脆弱な立場に置かれているのはグローバルサウスの方々であることに加え、気候変動対策に必要だとして需要が伸びている鉱物資源の開発によって被害を受けるのもグローバルサウスの方々である。これが公正なのかを私たちは問うている。

気候危機対策としてニッケルや銅などの重要鉱物の開発が進んでいる中、先住民族や生計手段を失う農家等が開発にノーと言えるのか。つまり、Rights to Say No という拒否する権利を蔑ろにされている。ニッケルの開発現場では既存の開発現場から拡張するスピード、あるいは勢いが増し、また新規の鉱山開発及び精錬所の建設もスピードアップしていると感じる。そのスピードの中でノーと言えない。セーフガードを守る、あるいはデューデリジェンスをするといった対応だけが国際社会でも声高に言われてきているが、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)」等の拒否する権利が確保されていると言えるのか。

鉱物資源と拒否する権利に関しては 11 月 3 日の Summary of Consultations では全く回答されていないと私たちは感じる。市民社会側は今回のエネルギー政策ポリシーの改定に非常に懸念を持ったまま終わったと考える。鉱物資源については、公正な移行、あるいは拒否する権利を念頭に置いて市民社会と話し合いを続けて頂きたい。

CCUS は化石燃料を延命させる手段となる。財務省の定期協議では、例えば「公正なエネルギー移行パートナーシップ(JETP)」では CCUS は支援対象外との回答を得た。2023 年頃にも JETP では CCUS は支援対象外との回答があった。欧米でも CCUS を推進するとの話もあるが、化石燃料を延命させる技術であるという認識は一定程度持たれているはずだ。加えて、ADB の文脈にて枯渇したガス田・油田を利用した CCUS を実施するとなると、マレーシアやインドネシアを想定しているとしか思えない。日本の民間企業のプレスリリースや「アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)」の基本合意書(MoU)等に、マレーシアであればサラワク、インドネシアであればタンゲーLNG 等が含まれている。日本の官民のアジェンダが色濃く反映されているようなテーマを ADB がわざわざ特記する必要があったのか。どのような意図か。

MoF 関口：

排出削減量を最大化する意図とのことである。延命が目的ではなく、また延命に繋がるものでもないとの説明だった。

波多江：

例えば、タンガーの場合は名古屋で CO₂ を回収し、インドネシアに運ぶ。そこで回収したことで、例えば化石燃料であるガス火力を使用していたならば、それを継続して使用できる。直接的ではないかもしれないが、結局化石燃料の利用を延命させる手段にはなる。また、市民社会からは廃棄物植民地主義だという懸念の声が非常に強く、CCUS は今回も市民社会側から声が上がったテーマであるため、継続して議論したい。

NGO 提案議題 2:世界銀行・アジア開発銀行(ADB)の原発をめぐる政策の転換について

満田：

世銀と ADB の原子力発電融資解禁の動きには大きな懸念を抱いている。8 月に世銀および ADB 宛てに日本の CSO5 団体からレターを送った。

小型モジュール炉(SMR)にも放射性物質の環境中への放出及びコストの問題がある。発電容量当たりのコストはむしろ従来型の原子力発電よりも高いこと、あるいは従来型の原子力発電よりも核拡散のリスクが高まること、また核廃棄物に関しては何万年も管理が必要で、先進国でもほとんどの国で処分地の選定すら行われていないことが問題として挙げられる。日本の状況は皆様もご存じの通りだ。6 力所の再処理工場は 26 回も完工が延期されており、どうにもなっていない。世界中で核廃棄物の処理に確固たる解決策が見出せていない状況において、世銀と ADB が原子力発電支援に舵を切ったというニュースを聞き、大変憂慮している。

世銀は 2013 年のエネルギー部門指針にて、中期だが原子力発電に関して融資、技術協力を行わないと明記していた。ところが、本年 6 月に世銀が原子力発電融資を解禁するという報道が流れた。世銀は原子力発電融資ほぼ解禁を理事会で承認したのか、そして今後エネルギー指針にどのように位置付けるのか。

ADB に関しては、11 月 20 日の段階で改めて Summary of Consultations が公開され直したこと自体には感謝する。しかし、11 月 3 日の段階の Summary of Consultations の中身には強い懸念が残る。例えば、日本の経済産業省のパブリックコメントの処理方法は不適切だと考えているが、少なくともこちらが提出した問題提起についての回答は書いている。ADB の公開した Summary of Consultations にはこちらの問題提起を書いてすらない。誠意を欠く対応であり、またコンサルテーションプロセスを非常に軽視していると感じた。

先ほど丁寧なコンサルテーションプロセスを評価すると言っていた。ADB が原子力発電に融資しないという文言を削除する文案が発表された時期は今年の 8 月だ。その後わずか 3 ル月で改定案が採択された。私たちからしてみれば 180 度の方向転換をわずか 3 ル月で決めたのだ。コンサルテーション会合を 7 回程開いたとのことだが、原発融資に関して会合を開いたのは 2 回だ。その 2 回もある 1 日の内の朝と夜の開催で、参加できる人は限られていた。福島の方々の声を届けなければならないと考え、無理して福島の方に出席して頂いた。準備したステートメントを読み上げ、英語が堪能な人がそのステートメントを翻訳し、その後その方はわざわざ英訳版のス

テートメントを文書で ADB に送ったが、当該ステートメントについて掲載されていなかった。

20 日に公開された Summary of Consultations は確かに記載された項目が増えではいた。しかし、例えば福島の原発事故被害者団体連絡会の大河原さんによる、福島第一原発事故の悲惨な現状を直視して頂きたい、様々な事故の影響が過小評価どころか隠されている、かつ福島で公聴会をして頂きたい等の訴えは、20 日の Summary of Consultations では ADB は福島第一原発事故をどのように考慮しているかといった質問に差し替えられていた。福島第一原発事故の考慮の仕方も当然に関心事ではあるが、正しくはこの事故を直視して頂きたい、そして福島に来て、日本語で公聴会をして頂きたいという発言であった。ADB は大変な影響があったことは認識している、だからこそ ADB が各機関と連携しながら対応すると回答していた。また、頻繁に IAEA を引き合いに出している。

私たちからすると、IAEA は原子力発電推進機関であり、日本も IAEA と密接に関係を構築しているにも関わらず、福島第一原発事故が起こったという事実がある。ADB は IAEA 頼みにして一安心と考えているかもしれないが、IAEA に頼めば何でも解決すると考えることは違う。確かに Summary of Consultations に付け加えて頂いたことについては日本の財務省の丁寧な対応に感謝するが、決して新しい Summary of Consultations が私たちの疑問に答えている訳ではない。

使用済み核燃料は超長期間の管理を必要とするが、その回答も全く適切ではない。やはり IAEA が何とかするという回答だ。他にも核拡散及び軍事転用、テロリスクの指摘もしていたが、これらに関しては「核兵器不拡散条約(NPT)」があるから NPT が重要といった回答で、質問に正面から答えていないと感じた。特に核拡散の問題は非常に根深く危険だと考えているため、強い懸念を持っていることを伝える。

MoF 茂木：

質問 1 について、世銀では本年 6 月にバンガ総裁と理事との間で対話があり、その対話を経て原子力発電支援を再開するとの方針が示された。世銀ではエネルギー部門に関する方針を含め、個別セクターへの支援方針は世銀のマネジメントの責任において定められ、理事会の承認が必要とされていないと理解している。質問 2 についても世銀のマネジメントの裁量で決められるものであり、政策文書に位置付けるか及び今後のプロセス等に関する世銀のマネジメントの明確な方針を現時点で承知していない。

質問 3 に記載されている懸念については、世銀が検討を進めるべき課題だと認識している。バンガ総裁と理事との対話においても、日本からは核不拡散のためのセーフガード措置や安全性、各セキュリティーを確保した上で、慎重に進めるべきだと指摘した。世銀も安全性等への指摘があると認識しており、対応を受けた IAEA と MoU を締結する際も、バンガ総裁は原子力を選択する国が安全性、核セキュリティー、持続可能性を確保しながら前進できるよう支援すると述べたとのプレスリリースが出た。IAEA との連携を通じ、世銀は原子力の安全性、各セキュリティー、セーフガード、エネルギー計画、新技術、廃棄物管理等に関する理解を深める意向を示している。

MoF 関口：

ADB に関する質問 1 について、理事会での原子力発電に関する議論にて、日本理事は事務局提案を支持している。直近の理事会を行ったばかりのため、発言内容を一言一句正確に伝えることは困難である。おおよその内容として伝えると、冒頭に国内 NGO から指摘された福島第一原発について言及した。福島第一原発事故の経験を共有しながら世界に貢献することは日本の責務であること、改定プロセスにて日本の申し入れを踏まえ、国内 NGO の声が事務局から理事会まで共有されたことを評価する、旨発言した。

その上で、日本の第 7 次エネルギー基本計画に記載されている通り、脱炭素電源を補足するため、再エネと原子力発電を二項対立ではなく共に活用することが日本政府の基本方針である。また、域内開発途上国からADB の支援に向けた期待が高まっている。開発途上国が独自に原子力発電開発の検討を進めるよりも、ADB の様な MDBs が IAEA 等の国際機関と連携し当該国を支援した方が、より高い安全性に配慮した契約の検討、策定の確保が期待される旨発言した。

また、各種リスクについての懸念について念押しをしたうえで、これらを解消するためには次の点が重要であると発言した。第 1 に、拙速に原発融資を進めるのではなく、ESF や情報開示ポリシーを重視することも含め段階的なアプローチで取り組むことが重要である。第 2 に原子力発電に係る個別案件については、早期の段階で全て事前に理事会で説明することが重要である。加盟国を始めとするステークホルダーの理解を得つつ、慎重に進めるべきである。第 3 に、受益国を検討するに当たり、当該受益国は最高水準の保証措置、セーフガード、セーフティー、セキュリティーの 3S へのコミットが大前提である。支援に当たっては受益国が原子力安全を確保しているか、国際ルールを順守しているか等についての調査が必要である。

支援開始に向けた準備では福島第一原発事故を含む過去の実例も踏まえ、原子力発電に係るコストやリスクについての調査と分析が必要である旨発言した。最後にコンサルテーションに触れ、CSO の声に耳を傾ける機会を今後も継続するよう申し入れた上で、このような項目に十分留意することを前提に事務局提案を支持する旨を伝えた。

全体的な議論としては、将来的には個別案件は理事会に早期に報告すること、安全性を確保すること等、日本の意見と同様に声が他国からも上がったと聞いた。

プロセスについては先程の話と重複するが、ADB の政策改定に当たっては大幅な変更、かつ軽微な修正、メジャーシフトの何れの場合においても、NGO に対する適切なコンサルテーションがなされるべきだと私たちは考えている。今般のエネルギー政策の改定においては、ADB 事務局は昨年 8 月の第 1 回コンサルテーションを皮切りに、7 回のコンサルテーションの機会を設ける等、丁寧な形でコンサルテーションを行ったと認識している。私たちの申し入れにより、国内 NGO の声を踏まえた Summary of Consultations のアップデート版が報告された経緯もある。

質問 3 については、理事会にて NGO 等の声に耳を傾ける機会を今後も継続して持つよう申し入れた。質問 4 にある項目は 11 月 20 日に配布された更新版の Summary of Consultations に記載されていたものと承知している。回答は更新版に記載されていると承知している。

満田：

世銀のマネジメントの裁量で支援方針を決められるのか。

MoF 茂木：

先程の回答の通りだ。

満田：

エネルギー指針も理事会に諮らずに変えられるのか。

MoF 茂木：

その通りだ。

満田：

エネルギー指針の変更が決まってから初めて、私たちはウェブサイト上でその変更に気づく形となるのか。

MoF 茂木：

エネルギー指針を変えるか否かは現時点では承知していない。

満田：

原発融資解禁といった大きい事案をコンサルテーションプロセスも踏まえずに決めることは、世銀的に問題があるのではないか。適切で意味のあるコンサルテーションを行って頂きたい。また、日本では福島第一原発事故がまだ続いている。廃炉の見通しが立たず、多くの人が被害を受け続けている状況にある日本として、適切な手続きを踏むべきだと後押しをして頂けないか。

MoF 茂木：

先程対話の場があると言ったが、そういった対話の場でもコンサルテーションの必要性を説く声がある。世銀も必要性を認識していると理解している。

満田：

やはり気になる点はコストについてである。原子力発電は今や 1 基当たり数兆円かかり、SMR の設備容量当たりの費用はさらに高くなる。加えて、SMR と言えども規模が非常に大きく、小国ではその国の必要な電力供給量を 100 パーセント以上、あるいはその電力供給量の 7 割から 8 割を賄えるほどサイズが大きい。このような大きい電源を入れると逆に不安定になる。また、SMR は濃度が高いウランを使うことが多い。世銀もだが、ADB の文書を見ると、技術が進展した SMR が出てきた等と書いてあり、SMR が好きなのだと感じる。SMR は様々なタイプがあり過ぎる故にコストを安くする大量生産は全くできない状況にあり、問題が山積している。コストと規模から見て途上国で本当に必要とされているのか。原子力発電が小規模分散型でその国に合った電源であり、かつ人々がその恩恵を受益できる電源なのかと考えると、全く違うように考えられる。一極集中型で原子力産業が

潤い、実際には現地の人々は受益しないとも考えられるのではないか。原子力発電融資解禁にはもっと慎重な検討が必要なのではないか。

MoF 茂木：

日本からは慎重に進めていくべきだと話している。指摘があったように、世銀の中でも今後様々な知見を蓄積するのだと考える。

波多江：

11月20日にADBのSummary of Consultationsの修正版がアップされているが、例えば今般のエネルギー政策レビューのプロセス全体について書いてあるウェブページには11月20日に修正版がアップされたということが記載されていない。つまり、この11月20日の修正版が出たという事実を知っているのは内部の方と、原子力発電関連でアンテナを張っていた方々しかいないはずだ。CCS及び鉱物資源についてのコメント等、回答されていない議題はもっとある。ADBの今回の対応は丁寧だとは考えられず、財務省からもそのように伝えて頂きたい。実際に11月20日のSummary of Consultationsの修正版は誰に伝わっているのか。

MoF 関口：

少なくとも理事会には配布されている。

波多江：

市民社会側は原子力発電に携わっている人は知っているかもしれないが、他分野の人は修正版について全く知らないのか。多くのステークホルダーは日本だけではないが、他国のステークホルダーは知らなかつたのか。

MoF 関口：

私たちからは何とも言えないが、懸念は事務局に伝えたい。

波多江：

昨日もマニラのADB本部の前で、フィリピン市民団体が原子力発電への支援解禁に反対するアクションを行っている。フィリピンは一度、バターン原発を建設したが使わなかったほど、市民社会の原子力発電への反対運動が強い。途上国での原子力発電支援への期待が高まっているという話があったが、決して期待だけではない。期待と同等、またはそれ以上に、フィリピンでは市民社会の強い懸念の声がある。懸念も踏まえて、情報周知や丁寧な議論を続けて頂きたい。

満田：

また、途上国から原子力発電への期待の高まりがあるのは、政府や産業界に限られているとも考えられる。本年8月下旬に開かれたコンサルテーション会合に出た時、途上国の市民社会の人達は軒並み懸念を表明していた。原子力発電は私たちの求めるエネルギーではないという発言もあった。ADBが何を目指しているのか分からない。貧困削減や草の根の人達の生活の改善のためではなく、国に根差さない何か大きいエネルギーを持ち込み、儲かるのは先進国の原子力産業と途上国政府の人たち、さらには新たな勝ち組だけではないか。

もう 1 つ、ADB や IAEA が原子力発電を推進した方が良いといったニュアンスを言う人がいる。例えば、アジアインフラ投資銀行(AIIB)等は現時点で原子力発電への融資、支援はしないと明言している。しかし、世銀とADB が原子力発電融資をすると言えば、彼らもすると考えられる。その場合、途上国の新たな原子力発電市場が争奪戦となる。非常に嫌な競争が生じ、「核拡散のリスク」の拡散が生じるのではないか。このリスクも 1 つの懸念点として慎重に検討した方が良い。

NGO 提案議題 3: JBIC 債の保有状況における変化及び NZECA への加盟可否について

喜多:

昨年の 9 月に JACSES を含む環境 NGO5 団体が、昨年の 8 月時点で JBIC の債券を保有している金融機関 50 社に対し、新規化石燃料事業への融資の停止等のエンゲージメントを求める要請書を送付し、働き掛けを行った。今回、昨年の 8 月調査時点及び本年の 8 月調査時点における債券保有のデータを比較したところ、少なくとも 2 機関が JBIC 債の保有額をゼロとしており、ダイベストメントを行ったと確認できた。また、少なくとも 5 機関が保有額を 25 パーセント以上減少させたことが明らかになった。

例えば、米国最大の公的年金基金である California Public Employees' Retirement System(CalPERS)は、昨年 8 月時点で約 1 億 800 万米ドルに相当する JBIC 債を保有し、当時の保有額ランキングは 3 位だったが、今年 8 月の調査時点では保有額がゼロであった。加えて JBIC は、2050 年までに投融資ポートフォリオの GHG 排出量ネットゼロを目指として掲げている。しかし、2030 年の投融資ポートフォリオの GHG 削減目標は設定していない。イギリス、フランス、カナダ、スペイン、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、カザフスタン、アラブ首長国連邦(UAE)の輸出信用機関(ECA)はネットゼロ輸出信用機関同盟である NZECA に加盟しており、目標設定プロトコルに従って、2030 年、あるいはできるだけ早期の中期目標を公表するとコミットしている。しかし、JBIC は未だに NZECA に加盟していない。

JBIC は各債券保有者の保有状況をモニタリングしているか。また、各債券保有者の保有額増減及び増減の理由を分析しているか。さらに、JBIC 債保有機関におけるダイベストメント及び保有額の大幅な減少という動きが拡大した場合に、調達金利の上昇や安定的な資金調達に影響を及ぼすのではないかと私たちは懸念しているが、財務省はどのように捉えているのか。

第 3 に、第 82 回財務省 NGO 定期協議会にて、JBIC は現在ポートフォリオにおける GHG 排出量の算定に向けて対応していると発言していたが、ポートフォリオの排出量及び 2030 年の中期目標をいつ公表する予定か。また、以前の協議会にて JBIC は NZECA に参加することを見送っていた理由として、主要国の ECA が加盟を検討中の段階であることを述べていた。しかし、その後フランスの ECA も NZECA に加盟した。JBIC は NZECA に加盟する予定はあるか。また、どのような状況になれば加盟するのか。

JBIC 加藤:

質問 1 の債券保有者の保有状況をモニタリングしているか、また保有増減及び増減理由を分析しているかにつ

いてだが、私たちの債券発行のアレンジを行う証券会社は債券発行時に需要先や販売先を把握しており、本行に対しても投資家の名前や購入金額等を共有しているため、本行は新規発行を通じ、投資家の需要動向をモニタリングしており、今後もモニタリングを継続する。他方、債券発行後の保有状況は守秘義務により、証券会社から本行に対して共有されない。そのため、本行は保有状況をモニタリングすることや分析することはできない。従って、新規債券発行時の情報を活用し、モニタリングしたいと考える。

MoF 伊藤：

質問 2 の JBIC の資金調達への影響については、JBICにおいて然るべき検討がされるべきだと考えている。その上で、JBIC は日本の公的金融機関として、投融資先における脱炭素の取り組みを支援していくと共に、今後も適切な情報開示を行うことが重要であると考えている。なお、一般論として JBIC が資金調達に際し、調達基盤を一層拡大するべく、既存の取引先のみならず、潜在的な取引先との関係強化をすることは重要であり、現にそのような取り組みを行っていると承知している。

JBIC 曽根：

JBIC のポートフォリオにおける GHG 排出量の算定については、引き続き検討、対応を進めている状況であり、中期目標を含めて現時点で公表タイミング等を答えることは難しい。引き続き公的金融機関として、取引先における脱炭素の取り組みについて検討を進める。

JBIC 花形：

質問 4 について、現時点では NZECA への加盟の予定はない。NZECA の主な目的の 1 つは、ECA 間で情報共有の促進を行うことであると理解している。NZECA に加盟するか否かに関わらず、他 ECA との意見交換は可能だ。意見交換を通じて NZECA の具体的な活動内容を継続的にフォロー、把握した上で、必要性やメリットを踏まえ、引き続き検討を進めたい。

喜多：

質問 1 について、新規発行時の状況を介してモニタリングしていることが分かった。質問 2 の意図は、今回ダイベストメントや保有額の減少が確認できた金融機関の中には、気候変動方針の強化に積極的な機関が見受けられたからだ。例えば CalPERS は、2030 年までにポートフォリオ排出原単位を 50 パーセント以上削減するという目標を掲げている。また、Massachusetts Pension Reserves Investments Management は 2022 年に議決権行使の委員長投票ガイドラインを承認し、パリ協定及び Climate Action 100+に沿っていない企業の取締役に対して、反対票を投じることを決定した。

今後も気候変動方針を強化する金融機関が増える可能性があるため、JBIC 債からのダイベストメントや保有額の減少のリスクがあると強調したい。JBIC は未だに化石燃料事業への融資を続けているため、ダイベストメントや保有額減少のリスクについてもう一度検討して頂きたい。

2030 年の中期目標やポートフォリオの排出量の公開については、引き続き検討を進めていると理解した。NZECA への加盟の予定はないとの回答だったが、2030 年の中期目標及びポートフォリオ排出量の公開に関

して、現在は具体的にどのような段階にあるのか。策定や目標の公表時期について、現在目標は設定しているのか。目標の予定から遅れているとしたら、何が要因なのか。さらに、NZECA に加盟の予定がないことだが、加盟せずとも GHG 排出量の算定や 2030 年の中期目標の公表を行う予定があるのか。

JBIC 曽根：

GHG の算定は現在試行的な算定を行っている。そのため、公表タイミング等を含めて現状は答えられるようなものではない。また、なぜこれ程時間を要しているかと言うと、本行はポートフォリオにおける GHG 排出量の算定及び公表の検討に当たっては、2050 年ネットゼロ達成に向けたステークホルダーとの取り組みについても合わせて検討する必要があると考えている。従って、引き続きステークホルダーとの協議、連携を進め検討したい。

JBIC 花形：

NZECA への加盟等については、引き続きメリットも踏まえた上で検討したい。

喜多：

NZECA への加盟の予定はないとの話だが、以前の財務省 NGO 協議会で、NZECA に加盟しない理由は主要国が加盟していない段階だからだと回答があった。現在も、主要国が加盟していないから日本も加盟の予定はないという判断をしたのか。例えば、米国の ECA が加盟していないことが日本も加盟しない理由に繋がっているのか。

JBIC 花形：

米国が加盟したら私たちも加盟するというものではない。加えて、去年 6 月の財務省 NGO 協議会時点では NZECA 自体が立ち上がったばかりで、同枠組みを通じて情報共有を行えるメリットも踏まえながら考えたいと答えた。このスタンスは変わっていないため、引き続き加盟 ECA との意見交換を通じて、メリットや必要性を踏まえながら検討したい。

田辺：

発行時は債券保有者を特定しているが、その後のモニタリングができないとの回答があった。しかし、債券保有者を特定できるデータベースは幾つか存在する。また、公的年金基金は保有額を公表している。発行時のみならず保有者がどのような動きをしているかを継続してモニタリングして頂きたい。

JBIC 加藤：

頂いた意見も踏まえ、今後検討したい。

松本：

本協議会の様な定期協議は、議論している内容があまりにも専門的になり過ぎる嫌いが問題として指摘される。私は本日、本協議へ来て初めてダイベストメントの可能性を知った。JBIC は債券からの撤退及び大幅減少のデータを見て、資金調達に影響があると思うのか。この状況に対応しようと考えているのか。

JBIC 加藤：

現時点ではダイベストメントの潮流拡大が私たちの資金調達に影響を及ぼしているとまでは言えない。故に、現時点で本行は対策を取ってはいない。しかし、今後もダイベストメントの潮流を含めた市場の動向をフォローしながら対応を考えたい。

松本：

質問者の喜多さんは、有力な年金運用をしている金融機関が撤退しているのではないかということを強調していた。しかし、JBIC はそれ程影響はないと捉えている。このギャップを聞きたい。アメリカでも非常に大きな年金運用をしている機関が投資を引いた状況でも、JBIC としてはあまり大きな影響はないご回答している理由を伝えられる範囲で説明して頂きたい。

JBIC 加藤：

当行が債券発行を定期的に行っている中で投資が集まっているという事実があるからだ。

松本：

つまり、有力な資金運用機関がネットゼロ等を意識して資金を撤退しても、世界全体の資金の流れで見た時にもう資金撤退を重視していない資金運用機関が多ければ大きな影響は及ぼされない、つまり JBIC 自身が変わろうと考えない限り、資金の流れは JBIC を大きく変えるほどの影響を持たないという理解で良いか。

JBIC 加藤：

全体の流れはなかなか答えづらい。事実として、当行の債券発行時に投資家に購入されている現状がある。

田辺：

JBIC の債券の利率は米国債などを基準にしていると考えている。恐らく買い手が減れば利率が上がってくるだろうが、今のところ変化はないという理解で良いか。

JBIC 加藤：

基本的には変化はないという理解である。当然にマーケット環境に大きく左右されるため、ダイベストメントの潮流が利率の上下の要因だと特定することは難しい。しかし、足元だけを言うと当行の債券の利率が上がっているとの動きはない。

MoF 野元：

この度、皆様から様々な意見を聞かせて頂いた。今回の ADB エネルギー政策改定プロセスの中で、少なくとも福島の問題について、各国理事がそれを認識しないまま議論を行うことは適切ではないという意見を受け、私も同意見を持ち、かつ。私たちで対応できる件だったため、ADB に申し入れ、その申し入れが資料として反映された。日本が意志決定過程で影響を及ぼした良い事例だった。本件については引き続き、様々な点で勉強させて頂きたい。

もう 1 つ認識すべき点は、ADB や MDBs が国際機関として一定程度の力を持っているとしても、また日本が株主として一定程度の影響力を行使できるとしても、できることとできないことがあるという点。核拡散の問題等は MDBs や世銀がどのような行動をしたとしても、例えば既に一部の国が積極的に輸出を行っているという変えがたい状況、複雑な状況がある。私たちがいくら行動しても変えられない事実があることを前提に、また、私たちもレバッジが効かせられる範囲があるという事情も理解して頂きながら、引き続き議論したい。

格差の問題等についても私たちはよく認識している。例えば住民移転の問題について、ADB などの MDBs 本体の支援ではなかなか十分に行えない取組、貧困層や若者向けの起業家支援などを日本の信託基金を活用して行うなどして、追加的に丁寧に住民移転がなされるように支援している。私たちの行っている支援に生かす視点を頂くという意味も含め、継続的に議論したい。